

第1回智頭町議会定例会会議録

令和3年3月22日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 4号 令和3年度智頭町一般会計予算
- 第 4. 議案第 5号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 5. 議案第 6号 令和3年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 6. 議案第 7号 令和3年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 8号 令和3年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 9号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第 9. 議案第10号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第10. 議案第11号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第11. 議案第12号 令和3年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第12. 議案第13号 令和3年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第13. 議案第14号 令和3年度智頭町水道事業会計予算
- 第14. 議案第15号 令和3年度智頭町病院事業会計予算
- 第15. 議案第26号 智頭町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第16. 議案第27号 智頭町林道整備土木事業分担金徴収条例の制定について
- 第17. 議案第28号 智頭町林道施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定について
- 第18. 議案第29号 智頭町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について
- 第19. 議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第20. 議案第31号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第21. 議案第32号 智頭町総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第22. 議案第33号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について
- 第23. 議案第34号 智頭町介護保険条例の一部改正について

- 第 24. 議案第 35 号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 25. 議案第 36 号 智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 26. 議案第 37 号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 27. 議案第 38 号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第 28. 議案第 39 号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 29. 議案第 40 号 智頭町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 30. 議案第 41 号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 31. 議案第 42 号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第 32. 議案第 43 号 智頭町営火葬場の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第 33. 議案第 44 号 智頭町農業団地センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第 34. 議案第 45 号 智頭町副町長の選任について
- 第 35. 議案第 46 号 智頭町監査委員の選任について
- 第 36. 議案第 47 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）
- 第 37. 議案第 48 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭町総合案内所）
- 第 38. 議案第 49 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）
- 第 39. 議案第 50 号 町道の路線の認定について
- 第 40. 議案第 51 号 財産の無償譲渡について

- 第 4 1. 議案第 5 2 号 第 4 次智頭町行財政改革プランについて
- 第 4 2. 議案第 5 3 号 第 8 期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
- 第 4 3. 陳情について
- 第 4 4. 議会活動の充実に関する調査特別委員会の調査結果について
- 第 4 5. 発議第 2 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 4 6. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 4 号 令和 3 年度智頭町一般会計予算
- 第 4. 議案第 5 号 令和 3 年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 5. 議案第 6 号 令和 3 年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 6. 議案第 7 号 令和 3 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 8 号 令和 3 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 9 号 令和 3 年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 1 0 号 令和 3 年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 1 0. 議案第 1 1 号 令和 3 年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第 1 1. 議案第 1 2 号 令和 3 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 1 2. 議案第 1 3 号 令和 3 年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 1 3. 議案第 1 4 号 令和 3 年度智頭町水道事業会計予算
- 第 1 4. 議案第 1 5 号 令和 3 年度智頭町病院事業会計予算
- 第 1 5. 議案第 2 6 号 智頭町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第 1 6. 議案第 2 7 号 智頭町林道整備土木事業分担金徴収条例の制定について
- 第 1 7. 議案第 2 8 号 智頭町林道施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定について
- 第 1 8. 議案第 2 9 号 智頭町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について
- 第 1 9. 議案第 3 0 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

- る条例の一部改正について
- 第20. 議案第31号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第21. 議案第32号 智頭町総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第22. 議案第33号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について
- 第23. 議案第34号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第24. 議案第35号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第25. 議案第36号 智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第26. 議案第37号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第27. 議案第38号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第28. 議案第39号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第29. 議案第40号 智頭町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第30. 議案第41号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第31. 議案第42号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第32. 議案第43号 智頭町営火葬場の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第33. 議案第44号 智頭町農業団地センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第34. 議案第45号 智頭町副町長の選任について
- 第35. 議案第46号 智頭町監査委員の選任について
- 第36. 議案第47号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）

- 第 37. 議案第 48 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立
智頭町総合案内所）
- 第 38. 議案第 49 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出
店及び西河克己映画記念館）
- 第 39. 議案第 50 号 町道の路線の認定について
- 第 40. 議案第 51 号 財産の無償譲渡について
- 第 41. 議案第 52 号 第 4 次智頭町行財政改革プランについて
- 第 42. 議案第 53 号 第 8 期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画につい
て
- 第 43. 陳情について
- 第 44. 議会活動の充実に関する調査特別委員会の調査結果について
- 第 45. 発議第 2 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について
- 第 46. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に出席した議員（12名）

1 番 谷 口 翔 馬	2 番 波 多 恵 理 子
3 番 安 道 泰 治	4 番 國 本 誠 一
5 番 河 村 仁 志	6 番 大 藤 克 紀
7 番 岩 本 富 美 男	8 番 谷 口 雅 人
9 番 岸 本 眞 一 郎	10 番 酒 本 敏 興
11 番 中 野 ゆ かり	12 番 大 河 原 昭 洋

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（15名）

町	長	金 兒 英 夫
教 育	長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者		葉 狩 一 樹
総 務 課	長	矢 部 整
企 画 課	長	酒 本 和 昌

税 務 住 民 課 長	江 口 礼 子
教 育 課 長	國 岡 厚 志
地 域 整 備 課 長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	原 田 誠 之
福 祉 課 長	小 谷 いず美
会 計 課 長	矢 部 久美子
税務住民課参事兼水道課長	藤 森 啓 次
総 務 課 参 事	米 本 勝 彦
病 院 事 務 部 長	福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（1名）

事 務 局 長 柴 田 睦 子

開 会 午 前 1 0 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（大河原昭洋） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（大河原昭洋） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、谷口翔馬議員、2番、波多恵理子議員を指名します。

日程第2. 諸般の報告

○議長（大河原昭洋） 日程第2、諸般の報告を行います。

お手元に配付のとおり、委員会調査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3．議案第4号から日程第14．議案第15号まで 12案
一括上程

○議長（大河原昭洋） 日程第3、議案第4号 令和3年度智頭町一般会計予算から、日程第14、議案第15号 令和3年度智頭町病院事業会計予算までの12議案を一括して議題とします。

この12議案については、3月8日の本会議において、予算特別委員会に付託しておりますので、審査の結果について予算特別委員長の報告を求めます。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 3月8日の本会議において、予算特別委員会に付託された議案について、3月10日、11日、17日に委員会を、15日、16日に委員会の民生分科会、総務分科会をそれぞれ開き、慎重に審査をいたしましたので、その結果について報告します。

今期定例会において付託を受けた、議案第4号 令和3年度智頭町一般会計予算、議案第5号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算、議案第6号 令和3年度智頭町簡易水道事業特別会計予算、議案第7号 令和3年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第8号 令和3年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算、議案第9号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計予算、議案第10号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算、議案第11号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計予算、議案第12号 令和3年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算、議案第13号 令和3年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算、議案第14号 令和3年度智頭町水道事業会計予算、及び議案第15号 令和3年度智頭町病院事業会計予算については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、附帯意見を申し添えます。令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の終息は見込めないものと想定されるため、感染症予防対策を十分に行った上で、第7次智頭町総合計画及び第2期智頭町総合戦略に基づき、決定された新年度予

算を着実に執行されたい。

以上で、報告を終わります。

○議長（大河原昭洋） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

以上で、予算特別委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第3、議案第4号 令和3年度智頭町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 私は、議案第4号 令和3年度智頭町一般会計予算に反対の立場で討論します。

本予算については、町長の提案理由の中にもあるように、歳入に見合った歳出を基本に新規事業は抑制しつつ、全ての事業を検証した上で廃止や抜本的見直しによる新たな制度設計を行い、無駄を徹底排除して予算の適正化に努めたとしていきます。

ほとんどの事業については、そのようになっていると思いますが、一部事業については財政規律の観点から見過ごせないものがあります。地域活性化事業の中の空き校舎等の利活用推進費、那岐小学校改修工事費、2億1,400万円の事業で全て過疎債で賄われています。空き校舎等の利活用推進補助は、補助率10分の10、上限なしの地元負担はゼロで全て町補助になっています。事業内容は、宿泊数21名分の部屋と付随する温浴施設がメインになっています。その目的は、那岐地区振興協議会の運営資金稼ぎが目的だとなっています。

組織が自らの運営資金を稼ごうとすることはいいことですが、その手段を全額町費に頼り切り、経営計画も定まらない中で宿泊ニーズも見極めないまま、規模ありきが先行し、その要望を町が受け入れることは、地区ゼロイチ事業の大きな目的の1つである行政からの自立に逆行するもので、これを放置することは他地区へも連鎖することになります。

私は、宿泊施設をやるなど言っているのではありません。コロナ禍の中で全国の宿泊業者がどれほど苦しんでいるか。経営経験のないものが簡単に利益を上げ

られる環境でないことも考えれば、いま一度立ち止まって、経営計画、事業規模等を見極めて先送りすることが、今の歳入の約3分の1を基金の取崩しと借金で賄う財政状況と財政規律の観点からも、先送りすることが妥当と考え、警鐘を鳴らす意味であえて反対するものです。

以上で、討論を終わります。

○議長（大河原昭洋） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第5号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号 令和3年度智頭町簡易水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第7号 令和3年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号 令和3年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算の
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第11号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計予算の討
論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号 令和3年度智頭町介護保険サービス事業特別会計
予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号 令和3年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の
討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号 令和3年度智頭町水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第15号 令和3年度智頭町病院事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第26号から日程第42、議案第53号まで 28案
一括上程

○議長(大河原昭洋) 日程第15、議案第26号 智頭町犯罪被害者等支援条例の制定についてから、日程第42、議案第53号 第8期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画についてまでの、28議案を一括して議題とします。

日程第15、議案第26号 智頭町犯罪被害者等支援条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第27号 智頭町林道整備土木事業分担金徴収条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第28号 智頭町林道施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第29号 智頭町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第31号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第32号 智頭町総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第33号 智頭町国民健康保険条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第34号 智頭町介護保険条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第35号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第36号 智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第37号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第38号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第39号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第40号 智頭町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第41号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第42号 智頭町消防団条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第43号 智頭町営火葬場の設置及び管理に関する条例の廃止についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第44号 智頭町農業団地センターの設置及び管理に関する条例の廃止についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(矢部総務課長 退席)

○議長(大河原昭洋) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第34、議案第45号 智頭町副町長の選任についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

暫時休憩します。

(矢部総務課長 復席)

○議長(大河原昭洋) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第35、議案第46号 智頭町監査委員の選任についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第36、議案第47号 公の施設における指定管理者の指定について(智頭町老人福祉センター)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第37、議案第48号 公の施設における指定管理者の指定について(智頭町立智頭町総合案内所)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第38、議案第49号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第39、議案第50号 町道の路線の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第40、議案第51号 財産の無償譲渡についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第41、議案第52号 第4次智頭町行財政改革プランについての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第42、議案第53号 第8期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第43. 陳情について

○議長(大河原昭洋) 日程第43、陳情についてを議題とします。

3月8日の本会議において、所管の常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありました。民生常任委員長に審査結果の報告を求めます。

5番、河村仁志議員。

○5番(河村仁志) 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告し

ます。

3月8日の本会議において付託を受けた陳情について、3月15日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第1号 土砂除去に関する陳情書は不採択、陳情第2号 陳情書（町道坂原錦橋線錦橋の改良について）は趣旨採択、陳情第3号 市瀬ふたつえば土砂流出防護壁設置に関する陳情は採択、陳情第4号 河津原川河床整備に関する陳情は採択、陳情第5号 河津原踏切取り付け町道の改良に関する陳情は採択、陳情第6号 尾見集落農業用水路の復旧に関する陳情書は採択と決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（大河原昭洋） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長報告は、陳情第1号は不採択、陳情第2号は趣旨採択、陳情第3号は採択、陳情第4号は採択、陳情第5号は採択、陳情第6号は採択です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定しました。

日程第44．議会活動の充実に関する調査特別委員会の調査結果について

○議長（大河原昭洋） 日程第44、議会活動の充実に関する調査特別委員会の調査結果についてを議題とします。

特別委員長より報告書が提出されています。議会活動の充実に関する調査特別委員長に報告を求めます。

8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 議会活動の充実に関する調査特別委員会に付託された調査事件について、調査を終了したので、智頭町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1. 調査事件。まちの最高意思決定機関である議会の役割と責任を果たすため、議会・議員活動のさらなる充実を図り、住民の議会への理解と関心を高めるよう調査・研究を行うこと。

2. 調査・研究の経過。（1）委員会の開催は21回。（2）集落説明会を町内57集落及び3団体で開催。未開催となった30集落では、全戸に資料を配布。（3）地区説明会を町内6地区、7会場で開催。なお、特別委員会開催等の経過については添付資料1、集落説明会及び地区説明会における調査結果報告については、添付資料の3ページから13ページ、資料2の1、2、3に、それぞれ詳細を記載しています。

3. 調査・研究の結果。議会の議員活動の充実について、次のとおり活動を充実させることにより、町民と議会の関係強化を推進することとする。

ア. 議会活動について。町民の議会への関心を高めるためにも、これまで各地区で開催していた議会報告会を、令和3年度から町内全集落で開催することとする。

イ. 議会の魅力向上や関心を高める方策について。子どもや若者などを対象にした模擬議会の開催や、オンライン会議システムを活用した傍聴環境の多様化について、導入に向けた検討を進めることとする。

ウ. 町民の意見を聞くための方策について。議会報告会の開催以外にも、集落や地区で行われているサロンやミニデイなどの場に出向いたり、議会主催のテーマを設けたサロンを開催するなど、町民と意見交換を行うよう様々な機会を設けることとする。

（2）議員報酬について。コロナ禍による説明の機会が不足したこと、長引く感染拡大による社会的影響の大きさに鑑み、報酬増額に関する条例の施行日を2年繰り延べ、令和5年7月30日とする。この間、議会・議員活動を充実させ、町民との関係強化を図るとともに、増額の根拠となるものを示すなど、再度、十

分な説明を行うよう努めることとする。

(3) 議員定数について。定数を削減しても議会の監視機能などが損なわれないよう、議会・委員会運営の在り方などを再度十分に検討した上で、今後の人口推移などを参考に、町民と意見交換を行いながら検討することとする。なお、委員会の調査過程における委員個々の意見集約結果については、報告書14ページから15ページの資料3に記載しています。

以上で、報告を終わります。

○議長（大河原昭洋） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

これをもって、議会活動の充実に関する調査特別委員会の調査を終了します。

日程第45．発議第2号

○議長（大河原昭洋） 日程第45、発議第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 発議第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを提案するに当たり、その理由を述べさせていただきます。

令和2年12月に議会活動の充実に関する調査特別委員会の設置を決議し、まちの最高意思決定機関である議会の役割を果たすため、議会・議員活動のさらなる充実を図り、住民の議会への理解と関心を高めるよう調査・研究を進めることとしました。

特別委員会では議会活動を伝えるとともに、議会・議員の在り方について町民と意見交換を行うため、集落説明会を町内57集落及び3団体で開催、未開催となった30集落では全戸に資料を配布しました。その後、議会として集約した内容を町内6地区、7会場に出向き報告しました。また、最終報告までの間、委員会を21回開催し、調査・研究に努めました。

集落説明会では、議員報酬に関して「増額は反対、白紙撤回すべき」という意

見のほか、「増額幅や時期の検討」を求める意見や「増額すべき」という意見など様々な意見が寄せられました。また、議会・議員活動に関しては、定期的に集落に出向く活動を望む声や、議会・議員の魅力を伝える活動の充実と情報発信を望む声が多く聞かれました。

それらの意見を集約した結果、議会・議員活動の充実について、町民の議会への関心を高めるためにも、これまで各地区で開催した議会報告会を、令和3年度から町内全集落で開催すること、議会の魅力向上や関心を高める方策として、子どもや若者などを対象にした模擬議会の開催や、オンライン会議システムを活用した傍聴環境の多様化等について、導入に向けた検討を進めること、さらに、町民の意見を聞くための方策として、議会報告会の開催以外にも、集落や地区で行われているサロン、ミニデイなどの場に出向いたり、議会主催のテーマを設けたサロンを開催するなど、町民と意見交換を行う様々な機会を設けることなどに取り組み、町民と議会の関係強化の推進を図ることとしました。

議会・議員活動を充実させ、議会の見える化を進め、町民との関係強化を図るとともに、議員報酬については増額の根拠となるものを示すなど、再度十分な説明を行うよう努めるべきとの判断から、そのための期間として2年を要するとの結論に至りました。

このことから、令和2年9月定例会での議決により、令和3年7月30日から施行することとしている議員報酬の増額について、施行日を2年間繰り延べ、令和5年7月30日に改正するよう本議会に上程します。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今、提案理由の中に、議員報酬については増額の根拠となるものを示すとしていますが、この5万1,000円上げた増額の根拠を、これから町民に示すということでしょうか。それと、どのような根拠を示すとお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 根拠として、町民の皆様からご意見を伺ったわけですが、その分ではまだ弱いと、あるいはまだ浸透していない、また、説明がしきれてい

ないということについては、そのとおりだというふうな形で、受け止めることは議員全員が確認をしたところでございます。

それに基づいて、根拠と示す1つの方法の中で、議員が議員活動として何をやっているか分からないということなどを含めて、議員の中から提案がありました。まずは、議員活動を週報で文字として、きちんとした管理をやっていこうではないかとか、様々な方法でそれをやっていこうと。それをすることにより、議員の活動が見える化する。その中で判断をしていただく。そうすることが最も肝要であるという中で、委員会としては決定をしたわけでございます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 昨年9月に議決した、議員報酬の増額の1つの大きな目的については、成り手不足を解消し、無投票の防止ということが大きな目的でしたが、その目的については変わっておりませんか。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） この目的についても変わっていないことについては、議会全員で確認したというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 無投票の防止ということは、当然この7月に行われる選挙というものが、まず直近の選挙ということで目標だったと思うんですが、これを2年先延ばしするということは、その無投票防止という目的が何かなくなってしまいうような気がするんですが、この7月選挙については本来の無投票防止という目的が達せられないような気がするんですが、放棄につながると思うんですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） この件についても委員会で十分に議論をし、その中で防止するとは言いながら、じゃあ立候補は強制的に誰かがするものなのかどうなのか、これは自由意思であります。そういったことについてまで委員会としてそれを拘束するものではないし、できません。その中で、町民の中から立候補を志す方が現れることを期待するというところの部分しかできないことは、岸本議員本人も十分ご理解しておられるというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） これまでの目的が無投票の防止ということが大きな、成

り手不足を解消して無投票の防止ということが大きな目的だったんですが、仮にこの7月の選挙で選挙戦になった場合には、成り手不足という状況ではないと思うんです。そうなったときに、成り手不足のために報酬をアップ、その一助とするという、してきたことに対して根拠が失われるのではないかと、私は思うんですが、そこについてはどうお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） そういう仮定の中での話は、先ほども話をしたとおりです。選挙に対する有権者の思いは、これは自由意志ですので、それについて結果がどうであったらから、それについてどうのこうのということ、もしそれだけで議論をするとするならば、あまりにも推測の域でするしかないわけで、議会としては最善を尽くすということの中で議論をしてきたわけです。その結果をどうのこうのということ、数字で表すとか、何とかで表すということは不可能ですので、これについてはお答えはここまでとさせていただきます。

○議長（大河原昭洋） ほかに質疑ありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 先ほど来質疑が行われておりますが、確認をさせていただきます。

今回の発議2号は、議会活動の充実に関する調査特別委員会の報告に基づいて発議されたものだと、私は認識しております。先ほど来、谷口委員長が説明されておられますように、報酬増額というのは単なる一助というふうに私も考えておりますし、7月の選挙が無投票になるか、投票になるかという仮定の話をしていただいていることではないと思いますが、そこら辺はご確認したいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 何度も繰り返しますが、選挙に立候補するということは自由意思であります。そのことについて、我々がどうのこうのということはできないということを前提に議論してきたわけです。一助という言葉がその全てでありますし、今回の発議につきましては最終報告をもって、これは手続的に必要不可欠な発議であります。そういったことでございますので、ご理解をいただきます。

○議長（大河原昭洋） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の討論を許します。

討論はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 私は、発議第2号に反対の立場で討論します。

昨年9月に議決された、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例では、報酬増額の理由として今後行われる選挙での無投票の防止、若い方や働き盛りの方、女性などが立候補しやすい方策の一助となるようにとされ、結果として将来の智頭町の発展のためにも、若者の勤労世代など多様な人材が立候補を検討され、広範な民意が反映される議会となるよう願うとされています。

この提案は報酬増額によって、議員の成り手不足を解消し、無投票の防止を図り、多様な人材の民意が反映される議会を築くためのもので、施行日3年7月30日にするというものだったが、町民の多くから反対・異論の声が上がり、このまま推し進めることが難しいと判断し、施行日を2年延長するものと私は捉えています。大きな違和感を覚えます。

まず第1に、7月に行われる町議会選挙の無投票防止の放棄につながる。第2に、選挙戦になれば逆に成り手不足と言えず、成り手不足解消のために増額するという根拠がなくなる。第3に、これまで施行日を7月30日にしていたのは、増額を決めた議員がそのときにいないかもしれない。つまり、自分たちのための増額ではないという配慮があったが、今回は2年後の現職議員が任期中に増額となり、お手盛りの批判を免れない。第4に、これまでは成り手不足解消のための増額であったものが、後づけで根拠を示すことは到底町民の理解を得られるものではありません。

こうした矛盾が生じるのは、報酬増額にこだわり、いつまでも変えずに維持しようとするからである。やはり、ここはこれまで私が主張してきたように、報酬を元に戻した中で議会議員の活動を評価してもらい、必要があれば、増額を提案し、理解を得ながら進めていくのが最善だと考え、この提案に反対するものです。

討論を終わります。

○議長（大河原昭洋） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) ほかに、討論はありませんか。

2番、波多恵理子議員。

○2番(波多恵理子) 私は発議第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

先日の条例改正についての賛成討論でも述べましたが、議員報酬の増額について多くの町民の理解が得られているとは思いません。一部の町民の方から決めたことを変えることは逆に不信感につながるとの声もお聞きしていますが、本当に少数の方のご意見にすぎません。町民の署名活動まで引き起こしたこの混乱の原因は、報酬問題は町民にとって重要な事柄にもかかわらず、議決前に十分な町民説明がなされておらず、町民が議会に対し大きな不信感を抱いたためだと考えます。

この不信感を払拭するためには、やはり一度議決を元に戻すことが最善と考えます。仮に、この報酬増額を2年先送りしたところで、この不信感をなくすことができるとは思えません。議員報酬に関する条例の施行日を2年繰り延べ、この間議会議員活動を充実させ、町民との関係強化を図るとともに、増額の根拠となるものを示すなど、再度十分な説明を行うように努めることとするのですが、5万1,000円の報酬増額がなければ、議会活動の充実、町民との関係強化が図れないということでしょうか。

集落及び地区の報告会において、今の報酬でも議会活動が足りていないと思っている町民が多くおられると感じました。しかも、5万1,000円の根拠はこれから考えるということで、あまりにも町民軽視の議決であったのではないかと考えます。

そもそも、報酬増額は議員の成り手不足の解消の一助であったはずなのに、報告会において今の報酬では足りないとの発言がありました。議員報酬は給料ではなく、報酬であるはずなのに、この報酬では生活が苦しいとの発言もありました。もし、そこに本音があるのであれば兼業、専業、その他様々な問題を議論し、年間約360万円の報酬が足りないという明確な理由を、改めて町民にお伝えすべきと考えます。

あまりにも多くの詭弁を含んだ9月の議決を2年先延ばしたところで、内容は矛盾だらけで、どんなに議会改革、説明を尽くしたとしても不信感を持ったまま

の住民の理解は得にくいのではないかと考えます。報酬が増額しなくても議会改革は推し進めていくべきであり、報告会で多く聞かれた見える化、具体的な行動に結びつけ、町民との信頼関係を取り戻すことが何よりも大切と考えます。

以上の理由で、条例の施行日を2年繰延べすることに反対いたします。

終わります。

○議長（大河原昭洋） ほかに討論はありませんか。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時30分

再 開 午後 0時07分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、発議第2号の討論において、発言内容を確認したいとのことから、議会運営委員会を開会しました。そこで、波多恵理子議員より、討論の取下げの申出がありましたので、内容についての説明を求めます。

2番、波多恵理子議員。

○2番（波多恵理子） 先ほど、発議第2号の討論において、事実確認のできていない内容に基づく発言、本会議に対する討論としてふさわしくない内容の発言があったことを認め、討論の取下げを求めたいと思います。

○議長（大河原昭洋） 波多議員からの申出のとおり、討論の取下げを行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、先ほどの発議第2号に関する、波多議員の討論を取り下げることに決定しました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 8名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第46．閉会中の継続調査の申し出

○議長（大河原昭洋） 日程第46、閉会中の継続調査の申出を議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出が出されております。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の会議は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午後 0時09分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和3年3月22日

智頭町議会議長 大河原 昭 洋

智頭町議会議員 谷 口 翔 馬

智頭町議会議員 波 多 恵 理 子